

様式第4号(第8条関係)

休業補償請求書

請求回数 第 1 回

山口県市町総合事務組合管理者 様	請求年月日	24 年 7 月 15 日
	請求者 住所 ふりがな	〇〇市大手町9丁目11号
下記の休業補償を請求します。	氏名	林 蒔織 印

原則、請求者は被災職員本人となります。

に1 関 す 被 災 職 員 項 目	所属団体名	〇〇市	職名	臨時職員
	氏名	林 蒔織		
	生年月日	昭和・平成 60 年 5 月 8 日 (27 歳)		
	負傷又は発病の年月日	平成 24 年 5 月 10 日		

2 数 請 求 日	平成 24 年 5 月 11 日から	全部休業した日数	15 日
	平成 24 年 5 月 25 日まで	のうち 一部休業した日数	日
全部休業した日に支払われた給与の総額			0 円
一部休業した日に支払われた給与の総額			円

休業した日数は、土日祝日も含めた日数になります。

3 組 合 市 町 等 の 長 の 証 明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。		
	平成 24 年 7 月 15 日	所在地	〇〇市滝町4丁目
	組合市町等	名称	〇〇市長
	長の職氏名	〇 〇 〇 〇	印

4 休 業 補 償	全部休業した日についての計算		全部休業した日に支払われた給与の総額
	補償基礎額	請求日数	0 円 =
	5,500 円 ×	15 日 × 60/100 -	49,500 円(A)
	一部休業した日についての計算		一部休業した日に支払われた給与の総額
補償基礎額	請求日数	() 円 × () 日 - () 円 × 60/100 =	
休業補償請求金額		(A) + (B)	49,500 円

5 厚生年金保険等の適用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険	の被保険者である。	<input type="checkbox"/> 被保険者でない。
----------------	--	-----------	-----------------------------------

※ 6 医 師 の 証 明	傷病名	左第4指末節開放性骨折		
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数	平成 24 年 5 月 11 日から	のうち	15
	現在の状態	平成 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 治ゆ	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
	上記のとおりであることを証明します。	平成 24 年 6 月 28 日	医療機関	〇〇市▽▽町1-2 〇〇整形外科 △ △ △ △ 印

入院等休業していたことが明らかでない場合は、医師の証明が必要です。

ここから記入用紙裏面です

7 送金希望の場合	振込口座 振込先金融機関名 ○○○ 銀行 ○○ 支店		※受理	平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定金額	条例第10条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	口座番号 1234567			円
	フリガナ ハヤシ シオリ		※通知	平成 年 月 日
	預金名義者 林 蒔 織		※支払	平成 年 月 日
その他				

〔注意事項〕

- 請求者、※印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印又は塗りつぶすこと。
- 「※6医師の証明」の欄には、入院中の場合のように既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において、重ねて医師の証明を求めて、記入する必要がないこと。
- この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月日、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
 - 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
 - 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
 - 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
 - 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4第1項の障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
 - 障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
 - 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)